

## 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〔3月末に専決処分にて改正した条例〕

令和5年度税制改正大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、**国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準が引き上げられる**こととなり、令和5年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日に施行されました。

これを受けて、本市においても長久手市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分にて3月31日に行いました。

所得が一定基準以下の世帯の保険税負担を軽減するため、均等割・平等割額を減額します。

### 1 国民健康保険税の課税限度額の変更

#### (1) 改正内容

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり引き上げました。

区 分	改正前	改正後	引上げ額
基礎課税額	65万円	65万円	変更なし
後期高齢者支援金等課税額	20万円	<b>22万円</b>	<b>2万円</b>
介護納付金課税額	17万円	17万円	変更なし
合 計	102万円	<b>104万円</b>	

#### (2) 今後の影響

国民健康保険税の課税額が**年間 約330万円 増加する**ことが見込まれます。  
(保険税率改正前の額)

#### (3) 影響世帯（推計）

改正前の限度額超過世帯 **185世帯**

世帯の保険税額が**100円から2万円 増加する**ことが見込まれます。

	後期高齢者支援金等課税額限度額に達する収入 ※給与収入のみの40歳～64歳の単身世帯の場合	限度額超過 世帯数
改正前	収入 <b>929万円</b> （所得715万円）以上	185世帯
改正後	収入 <b>1,007万円</b> （所得789万円）以上	<b>153世帯</b>

**32世帯減少**

※令和5年1月試算

#### (4) 県内の課税限度額の状況（令和4年度）

限度額(円)	102万	101万	99万
市町村数	<b>43</b>	1	10

#### (5) 施行日

令和5年4月1日

### 2 国民健康保険税の軽減判定所得の基準の変更

#### (1) 改正内容

国民健康保険税（均等割・平等割）の2割軽減及び5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を次のとおり引き上げました。

		軽減措置の対象となる基準（世帯所得）	
改正前	2割軽減	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + <b>52万円</b> × 被保険者数	
	5割軽減	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + <b>28.5万円</b> × 被保険者数	
改正後	2割軽減	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + <b>53.5万円</b> × 被保険者数	
	5割軽減	43万円 + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + <b>29万円</b> × 被保険者数	

#### (2) 今後の影響

国民健康保険税の課税額が**年間 約7.4万円 減少する**ことが見込まれます。  
(保険税率改正前の額)

	改正前軽減額	改正後軽減額	課税額の増減
2割軽減	990万円	<b>1,028万円</b>	38万円減少
5割軽減	2,460万円	<b>2,496万円</b>	36万円減少

※令和5年1月試算

#### (3) 影響世帯：軽減対象世帯（推計）

軽減対象世帯が**35世帯増加する**ことが見込まれます。

	変更前	変更後	
2割軽減	518世帯	<b>546世帯</b>	<b>28世帯増</b>
5割軽減	565世帯	<b>572世帯</b>	<b>7世帯増</b>

※令和5年1月試算

#### (4) 施行日

令和5年4月1日